

○多古町活動体験型地域おこし協力隊設置要綱

(令和 6 年 3 月 27 日告示第 24 号)

(設置)

第 1 条 この告示は、人口減少及び高齢化が進む本町において、地域外の人材を積極的に誘致し、地域の資源及び特性を活用した地域協力活動を通じて、地域の活性化及び地域力の維持強化を促進するとともに、地域への人材の定住及び定着を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け総行応第 38 号総務事務次官通知）に基づき、多古町活動体験型地域おこし協力隊（以下「活動体験型協力隊」という。）を置く。

(種類)

第 2 条 活動体験型協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 地域おこし協力隊インターンの隊員（以下「インターン隊員」という。）
- (2) おためし地域おこし協力隊の隊員（以下「おためし隊員」という。）

(活動)

第 3 条 インターン隊員は、多古町地域おこし協力隊設置要綱（令和 3 年多古町告示第 36 号。以下「要綱」という。）第 2 条に規定する地域おこし活動を行うものとし、おためし隊員はその体験を行うものとする。

(委嘱)

第 4 条 隊員は、要綱第 3 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号の規定を満たす者のうちから、町長が委嘱する。

2 隊員の身分は、本町との雇用関係は生じないものとする。

(委嘱期間)

第 5 条 インターン隊員の委嘱期間は、2 週間以上 3 か月以下とする。

2 おためし隊員の委嘱期間は、2 泊 3 日とし町内への宿泊を基本とする。

(活動条件等)

第 6 条 隊員の活動日数等に関する諸条件については、別途募集要項等で定める。

2 隊員は、町長の指示及び指導に従わなければならない。

(活動の報告)

第 7 条 インターン隊員は、地域おこし活動に係る実績について要綱第 8 条に規定する多古町地域おこし協力隊活動報告書を、町長に提出しなければならない。

(隊員の報償)

第 8 条 インターン隊員の報償費は、日額 12,000 円とする。

2 おためし隊員に報償費は支給しない。

(委嘱の取消し)

第 9 条 町長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を取り消すことができる。

- (1) 法令若しくは隊員の責務に違反し、又は正当な理由なく地域協力活動を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、地域協力活動の遂行が困難になったとき。
- (3) 隊員から辞退の申し出があったとき。
- (4) 地域協力活動に必要な適格性を欠くと判断されたとき。
- (5) 隊員としてふさわしくない非行があったとき。
- (6) 町長の指示に違反したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が解任する必要があると認めるとき。

(秘密の保持)

第 10 条 隊員は、活動等により知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。委嘱を解かれた後も同様とする。

(委任)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。